

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 契約者貸付金が差し引かれた養老保険

Q : 私が契約者及び保険料負担者で、妻を
保険金受取人とする養老保険が満期になりま
した。

契約による満期保険金は500万円ですが、
実際に支払われる保険金は、私の契約者貸付
金に相当する金額100万円が差し引かれた
400万円ということになります。この場合
の課税関係はどうなりますか。

A : 奥さんが贈与により取得したものとみ
なされる保険金は400万円となり、残りの
100万円はあなたの一時所得の収入金額に
算入されることとなります。

【解説】

妻が満期保険金の受取人で、夫が保険料を
支払っていた場合の妻の受け取る満期保険金
は、満期時に夫から妻に対して贈与があった
ものとみなされます。

ご質問のように契約者貸付金がある場合、
満期保険金500万円のうち契約者貸付金の
額に相当する保険金100万円については、
保険契約者である夫を保険金受取人とする指
定変更があったものとみなされます。

したがって、ご質問の場合、奥さんについ
ては、実際に受け取った金額400万円が贈
与により取得したものとみなされ、贈与税が
課税されることになり、一方、あなたについ
ては、契約者貸付金の額に相当する保険金
100万円が一時所得の収入金額となります。
なお、この場合、一時所得の収入金額から控
除する保険料の額は、100万円に対応する
金額とされます。

